

石巻市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年4月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 健康部 健康推進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、夜間急患センター、保険年金課、介護保険課、包括ケア推進室及び健康部所管の行政機関
- 2 監査期間 令和4年2月21日から同年4月28日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年12月から令和4年1月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、勧告・指摘事項は認められませんでした。
なお、軽微な誤り等については、別途指導及び注意しました。